

英国のEU離脱に際しての当委員会の対応案について

平成31年3月14日

個人情報保護委員会

1. EU離脱に係る英国議会の採決状況
 - 3月12日、英EU間の離脱協定案を否決。
 - 13日、いわゆる「ノーディール」での離脱を否決。
 - 14日、離脱時期の延期について採決が行われる予定（注）。
（注）延期が可決された場合の離脱時期については、未定。

2. 日英間の個人データ移転に係る、英国側の手続き
 - 日本を含むEUによる十分性認定を維持する法案が、すでに2月20日、英国議会で可決されている。

3. EU離脱後の英国における個人情報保護制度
 - 経過期間が置かれる場合であっても、ノーディールの場合であっても、既存の「2018年データ保護法」に加えて、「2018年欧州連合離脱法」によって、EU離脱に際し、即日、GDPR（注）が国内法に組み込まれる。
（注）ノーディールの場合は、読替え等の技術的な修正を含む修正版GDPR
 - よって、離脱後の英国についても個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国と認めることができる。

4. 今後の対応
 - 上記3. を踏まえ、個人情報保護法第24条に基づく英国の指定を、EU離脱後においても、継続することとしたい。なお、関連する告示の案文については事務局において調整の上、英国がEUを離脱する日から施行することとしたい。（資料1-2、1-3：指定告示及び補完的ルールの改正案（暫定版））
 - 当委員会の対応方針について、事前に公表することとしたい。

（以上）